

勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制について

令和4年4月1日

1. 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

本院は、より質の高い医療を提供するために、勤務医の負担軽減及び処遇の改善に資する体制を確保するとともにチーム医療の推進を図る。

1) 勤務医の負担の軽減及び処遇改善に資する責任者

院長 竹内 公彦

2. 定期的な会議の実施

医局会で就業環境の問題、負担軽減についての意見を収集し医師の負担軽減及び処遇改善に関する会議に議題として提示する。

会議名：医師の負担軽減及び処遇改善に関する会議

開催頻度：年4回（4月、7月、10月、1月、）

参加人数：20名

参加職種：医師、看護師、事務、薬剤師、検査技師、放射線技師、リハビリ職員

会議内容

1) 勤務医の状況の把握

2) 勤務医の就業環境の整備と問題点提起、及び改善策の策定

3) 勤務医の負担軽減及び処遇の改善に資する計画書の作成及び、職員への周知。また取り組みに対する達成状況の評価。

3. 医師事務作業補助者は、医師が専門性の高い診療、治療に専念できるよう適正な配置を行い、下記の見直し、整理を行う。

1) 医師事務作業補助者業務規程

2) 医師事務作業補助者の業務範囲

3. 勤務医の負担の軽減及び処遇改善に資する計画の取り組み内容として以下を規定する

1) 当該計画には以下の項目を含む事

・初診時の予診の実施

・入院説明の実施

・服薬指導

・静脈注射、採血の実施

・検査手順の説明の実施

2) 委員会で取り組み状況を定期的に評価し見直しを実施すること

3) 当該計画には医師の勤務体制に係る取り組みについて下記の項目のうち少なくても2項目以上含めること

- ・勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
 - ・前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定期間の休息の確保
 - ・予定手術前日の当直に対する配慮
 - ・当直翌日の業務内容に対する配慮
 - ・育児・介護休暇法の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用
- 4) 多職種からなる役割分担促進のため「負担軽減計画」作成、職員に周知徹底すること。また、勤務医の負担の軽減及び待遇の改善に関する取り組み事項を院内に掲示、病院ホームページに掲載し公開する。

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取り組み体制について

令和4年4月1日

1. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者

看護部長 桑原 裕子

2) 看護職員の勤務状況の把握（師長会議で情報交換）

・2交代の夜勤に係る配慮

・勤務後の暦日の休日の配慮

・仮眠2時間を中心とした休憩時間の確保

・時間外労働状況の把握

・多職種の業務分担推進のため現状把握

3) 多職種からなる役割分担推進のための会議

会議名：看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する会議

開催頻度：年4回 開催月（4月、7月、10月、1月）

参加人数：20名

参加職種：医師、看護師、事務、薬剤師、検査技師、放射線技師、栄養士、理学療法士

4) 看護職員の負担の軽減及び処遇に資する計画

計画作成

職員に対する計画の周知（師長会議、院内電子掲示板）

5) 看護職員の負担の軽減及び処遇に関する取り組み事項の公開

ホームページに掲載

院内に掲示

2. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取り組み内容

1) 時間外労働が発生しないような業務調整

2) 看護職員と多職種との業務分担

3) 多様な勤務形態の導入

4) 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配置

・夜勤の免除制度

・休日勤務の制限制度

・他部署等への配置転換

・時短勤務制度

5) 夜勤負担軽減

夜勤従事者の増員

夜勤回数の上限設定

3. 夜勤における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

1) 交代業務 2交代

2) 夜勤における看護業務の負担軽減に資する業務管理

夜勤の連続回数が2回まで

暦日の休日確保